感染症対策・療養期間について

1. インフルエンザ（感染症）の療養期間について
季節性インフルエンザは「5類感染症」に分類されているが、学校においては学校保健安全法に基づき、
発症後5日間かつ解熱後2日（満1歳から就学前の幼児は3日）を経過するまで自宅待機とする出席
停止措置が一般的に適用される。企業においても、同様の基準を準用する事例が多い。

(1)　インフルエンザ（感染症）の療養期間（学校保健安全法）

対象者	外出を控えることが推奨される期間	大会参加時の対応
インフルエンザ感染者(学童生徒)	発症してから5日を経過し、さらに解熱した後に2日以上経過するまで	療養期間後、体調をみてマスクをつけて対応（療養解除から2日ほど）
インフルエンザ感染者(幼稚園児)	発症後5日間経過、解熱した後に3日経過するまで	療養期間後、体調をみてマスクをつけて対応（療養解除から2日ほど）
インフルエンザ感染者(大人)	発症してから5日を経過し、さらに解熱した後に2日以上経過するまで ※厚生労働省の指針においては明確な基準が示されていないため、「学校保健安全法」に基づき対応を行う。	療養期間後、体調をみてマスクをつけて対応（療養解除から2日ほど）

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			療養解除		
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		療養解除		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	療養解除		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	療養解除	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	療養解除